

1 札幌市における災害時医療体制制度

- (1) 札幌市災害時基幹病院制度の整備【H8.9】
災害時に重症傷病者を中心的に受け入れる札幌市災害時基幹病院を指定
- (2) 札幌市災害時医療救護活動マニュアルの整備【H14.10】
札幌市庁内における災害時の医療救護活動体制について、具体的な活動内容を定めたマニュアルを整備
- (3) 医療救護活動等に関する協定の締結
 - ア 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定
締結先：札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会【H16.3】
 - イ 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定
締結先：北海道医薬品卸売業協会【H17.12】
 - ウ 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定
締結先：北海道柔道整復師会札幌ブロック【H29.7】

2 今後の課題

規定の整備

- 札幌市医療対策本部は、WEST19内に設置し、医療救護活動に関する総括、総合調整を行うこととしているが、各々の役割が明確化されていないため、規定を整備し、役割を明確化することが必要(DMATの要請や医療救護班の派遣に関するものを含む)

マニュアルの整備

- H14.10に策定した札幌市職員用の災害時医療救護活動マニュアルについて、現状に即したものにすることが必要
- 応急救護所など、各現場において医療救護活動を円滑に行うためのマニュアルが必要

災害医療体制のイメージ(現行)

